

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">制定平成17年3月27日建政第2727号 <u>最終改正令和6年3月27日工検第950号</u></p> <p style="text-align: center;">大分県建設工事成績評定要領</p> <p>（目的）</p> <p>第1 この要領は、土木建築部及び農林水産部が所掌する建設工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって契約の相手方の適切な選定及び建設業の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>（評定の対象）</p> <p>第2 評定の対象は、原則として1件の最終設計金額が500万円以上の工事とする。 <u>ただし、次項に定める工事は評定の対象外とする。</u></p> <p><u>2 評定の対象外とする工事とは、施工管理基準及び規格値の定めが無い等、工事成績評定を行うことに合理性を欠く工事とし、次のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・仮設橋や仮設ポンプ等の損料、賃料の支払いのみ等の工事。</u> <u>・立木等の伐採・処分のみ等の工事（立木等をチップ化する等、資材として活用するための工事は除く）。</u> <u>・災害発生時、道路啓開や河道確保等のため、早急に最低限の瓦礫処理等を行う工事（施設の復旧や永久構造物の設置等を含む工事は除く）。</u> <u>・森林保全課の規程により行う森林整備工事。</u> <p>（評定者）</p> <p>第3 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、大分県建設工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）第2条に定める検査員及び監督員とする。</p>	<p style="text-align: center;">制定平成17年3月27日建政第2727号 <u>最終改正令和5年3月31日工検第887号</u></p> <p style="text-align: center;">大分県建設工事成績評定要領</p> <p>（目的）</p> <p>第1 この要領は、土木建築部及び農林水産部が所掌する建設工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって契約の相手方の適切な選定及び建設業の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>（評定の対象）</p> <p>第2 評定の対象は、原則として1件の最終設計金額が500万円以上の工事とする。 <u>ただし、損料、賃料の支払いのみ等で、施工を伴わない工事は評定の対象外とする。</u></p> <p><u>新設</u></p> <p>（評定者）</p> <p>第3 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、大分県建設工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）第2条に定める検査員及び監督員とする。</p>

(評定の方法)

- 第4 評定は、監督、検査その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
- 2 評定の結果は、工事成績評定表（別記様式第1、以下「評定表」という。）に記録するものとする。
- 3 評定は、工事成績採点表（別記様式第2）により行うものとする。
- 4 受注者から、工事における創意工夫、社会性等に関する実施状況を示す資料が提出された場合、これらを評価の対象とすることができる。

(評定の時期)

- 第5 評定を行う時期は、検査員にあつては検査要綱第3条第2項及び第3項に定める完成検査及び出来形確認を実施したとき、監督員にあつては工事が完成したときとする。
- なお、出来形確認において、工事が準備段階であるなど、工事目的物の品質を適切に評価できない場合には評定を行わないものとする。

(評定表の提出)

- 第6 検査員は、評定を行ったときは、遅滞なく発注者に評定表を提出するものとする。
- 2 検査要綱第4条に定める工事検査室が検査を行う工事の検査員は、評定の結果を工事検査室長に復命するものとする。

(評定結果の通知)

- 第7 発注者は、検査員から評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、工事成績評定点通知書（別記様式第3及び別表1）により評定結果を通知するものとする。

(評定の修正)

- 第8 発注者は、第7条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認めるときは、評定を修正しなければならない。

2 前項の修正を行ったときは、遅滞なく、工事検査室に修正した評定表等の資料および修正根拠資料を提出しなければならない。

(評定の方法)

- 第4 評定は、監督、検査その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。
- 2 評定の結果は、工事成績評定表（別記様式第1、以下「評定表」という。）に記録するものとする。
- 3 評定は、工事成績採点表（別記様式第2）により行うものとする。
- 4 受注者から、工事における創意工夫、社会性等に関する実施状況を示す資料が提出された場合、これらを評価の対象とすることができる。

(評定の時期)

- 第5 評定を行う時期は、検査員にあつては検査要綱第3条第2項及び第3項に定める完成検査及び出来形確認を実施したとき、監督員にあつては工事が完成したときとする。
- なお、出来形確認において、工事が準備段階であるなど、工事目的物の品質を適切に評価できない場合には評定を行わないものとする。

(評定表の提出)

- 第6 検査員は、評定を行ったときは、遅滞なく発注者に評定表を提出するものとする。
- 2 検査要綱第4条に定める工事検査室が検査を行う工事の検査員は、評定の結果を工事検査室長に復命するものとする。

(評定結果の通知)

- 第7 発注者は、検査員から評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対して、工事成績評定点通知書（別記様式第3及び別表1）により評定結果を通知するものとする。

(評定の修正)

- 第8 発注者は、第7条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認めるときは、評定を修正しなければならない。

新設

3 発注者は、第1項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(評定結果の公表)

第9 発注者は、第7条又は前条による通知を行ったときは、別記様式第3の写しを通知の翌月末日までに簿冊に編集して直ちに公表できるよう工事経理担当部署に保管するものとする。

2 公表は閲覧によることとし、閲覧に際しては、閲覧場所に関覧簿(別記様式第5)を備え、閲覧者に必要事項を記載させた後に関係書類を閲覧に供するものとする。

3 公表する期間は、別記様式第3の写しの発生年度及び翌年度とする。

(説明請求等)

第10 第7条又は第8条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により発注者に対して、評定の内容について説明を求めることができる。

2 発注者は、前項の規定により説明を求められたときは、速やかに、工事成績評定点に係る回答書(別記様式第4)により回答するものとする。

3 発注者は前項の回答に際し必要に応じ、審議依頼書(別記様式第6)により大分県建設工事成績評定評価委員会に意見を求め、審議結果通知書(別記様式第7)により示された結果を踏まえて回答するものとする。

4 大分県建設工事成績評定評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行し、同日以降に完成する工事について適用する。

この要領の改定は、平成21年10月1日から施行し、平成21年10月1日以降に完成した工事について適用する。

この要領の改定は、平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日以降に完成した工事について適用する。

この要領の改定は、平成31年4月1日から施行し、平成31年4月1日以降に完成

2 発注者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(評定結果の公表)

第9 発注者は、第7条又は前条による通知を行ったときは、別記様式第3の写しを通知の翌月末日までに簿冊に編集して直ちに公表できるよう工事経理担当部署に保管するものとする。

2 公表は閲覧によることとし、閲覧に際しては、閲覧場所に関覧簿(別記様式第5)を備え、閲覧者に必要事項を記載させた後に関係書類を閲覧に供するものとする。

3 公表する_____別記様式第3の写しの発生年度及び翌年度とする。

(説明請求等)

第10条 第7条又は第8条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により発注者に対して、評定の内容について説明を求めることができる。

2 発注者は、前項の規定により説明を求められたときは、速やかに、工事成績評定点に係る回答書(別記様式第4)により回答するものとする。

3 発注者は前項の回答に際し必要に応じ、審議依頼書(別記様式第6)により大分県建設工事成績評定評価委員会に意見を求め、審議結果通知書(別記様式第7)により示された結果を踏まえて回答するものとする。

4 大分県建設工事成績評定評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行し、同日以降に完成する工事について適用する。

この要領の改定は、平成21年10月1日から施行し、平成21年10月1日以降に完成した工事について適用する。

この要領の改定は、平成24年4月1日から施行し、平成24年4月1日以降に完成した工事について適用する。

この要領の改定は、平成31年4月1日から施行し、平成31年4月1日以降に完成

した工事について適用する。

この要領の改訂は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日以降に完成した工事について適用する。

この要領の改訂は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日以降に完成した工事について適用する。

この要領の改訂は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日以降に完成した工事について適用する。

(経過措置)

この要領で定められた様式について、公共事業総合支援システム及び農業農村整備事業管理システム、林業水産土木事業総合システムの整備までの間、従前の様式等を使用することとする。

した工事について適用する。

この要領の改訂は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日以降に完成した工事について適用する。

この要領の改訂は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日以降に完成した工事について適用する。

新設

(経過措置)

この要領で定められた様式について、公共事業総合支援システム及び農業農村整備事業管理システム、林業水産土木事業総合システムの整備までの間、従前の様式等を使用することとする。

別記様式第1（第4条関係）

課・局・所名（ ）

工 事 成 績 評 定 表 (土 木 ・ 建 築)											
										完 成 (第 回)	
										出 来 形 (第 回)	
工 事 名											
工 事 場 所											
当初設計工事費					最終設計工事費						
当請負代金額					最終請負代金額						
工 期	当初	自	年 月 日		変更	自	年 月 日		至	年 月 日	
		至	年 月 日			至	年 月 日				
完 成 年 月 日					出 来 形 確 認 年 月 日						
完 成 検 査 年 月 日					中 間 検 査 年 月 日						
受 注 者	商号又は名称				現場代理人氏名						
	代表者氏名				配置技術者氏名						
					監理技術者氏名						
完成検査員職氏名					印	監督員職氏名					
出来形確認検査員職氏名					印	監督員職氏名					
中間検査員職氏名					印	監督員職氏名					
評 点											
監 督 員	(1) 監督員評定点										点
	(2) 監督員評定点										点
検 査 員	(3) 出来形確認検査員評定点										点
	(4) 完成検査員評定点										点
(5) 法令遵守等				-						点	
評 定 点 合 計 = ((1) × 0.4 + (2) × 0.2 + (3) × 0.2 + (4) × 0.2) - (5) =										点	
出来形確認がなかった場合 = ((1) × 0.4 + (2) × 0.2 + (4) × 0.4) - (5) =											

別記様式第1（第4条関係）

課・局・所名（ ）

工 事 成 績 評 定 表 (土 木 ・ 建 築)											
										完 成 (第 回)	
										出 来 形 (第 回)	
工 事 名											
工 事 場 所											
当初設計工事費					最終設計工事費						
当請負代金額					最終請負代金額						
工 期	当初	自	年 月 日		変更	自	年 月 日		至	年 月 日	
		至	年 月 日			至	年 月 日				
完 成 年 月 日					出 来 形 確 認 年 月 日						
完 成 検 査 年 月 日					中 間 検 査 年 月 日						
受 注 者	商号又は名称				現場代理人氏名						
	代表者氏名				配置技術者氏名						
					監理技術者氏名						
完成検査員職氏名					印	監督員職氏名					
出来形確認検査員職氏名					印	監督員職氏名					
中間検査員職氏名					印	監督員職氏名					
評 点											
監 督 員	(1) 監督員評定点										点
	(2) 監督員評定点										点
検 査 員	(3) 出来形確認検査員評定点										点
	(4) 完成検査員評定点										点
(5) 法令遵守等				-						点	
評 定 点 合 計 = ((1) × 0.4 + (2) × 0.2 + (3) × 0.2 + (4) × 0.2) - (5) =										点	
出来形確認がなかった場合 = ((1) × 0.4 + (2) × 0.2 + (4) × 0.4) - (5) =											

別記様式第2 (第4条関係) 工事成績採点表 (完成・出来形)

年 月 日作成
課・課長(課長) 事務所

工事名 受注者名	監督員(1)		監督員(2)		工費		採点員(出来形)		最終採点金額		年 月 日 完成年月日	年 月 日 採点員(完成)	
	氏名	氏名	氏名	氏名	a	b	c	d	e	f			g
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般 +10 +05 0 -50 -10 +30 +15 0 -50 -10	Ⅱ. 配属技術者 +40 +20 0 -50 -10 +10 +20 0 -50 -10 +20 +50 +25 0 -50 -10 +30 +20 +10 0 -25 -50	Ⅲ. 安全管理 +40 +20 0 -50 -10 +10 +20 0 -25 -50	Ⅳ. 労務関係 +30 +15 0 -50 -10 +10 +20 0 -25 -50	a	b	c	d	e	a	b	c	d
2. 施工状況	Ⅰ. 施工状況 +40 +20 0 -50 -10 +10 +20 0 -25 -50	Ⅱ. 品質 +30 +15 0 -50 -10 +10 +20 0 -25 -50	Ⅲ. 出来形 +40 +20 0 -50 -10 +10 +20 0 -25 -50	Ⅳ. 出来形 +40 +20 0 -50 -10 +10 +20 0 -25 -50	a	b	c	d	e	a	b	c	d
3. 出来形及び	Ⅰ. 出来形 +40 +20 0 -50 -10 +10 +20 0 -25 -50	Ⅱ. 出来形 +40 +20 0 -50 -10 +10 +20 0 -25 -50	Ⅲ. 出来形 +40 +20 0 -50 -10 +10 +20 0 -25 -50	Ⅳ. 出来形 +40 +20 0 -50 -10 +10 +20 0 -25 -50	a	b	c	d	e	a	b	c	d
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応 ※2 +200	Ⅱ. 地域への貢献等 +100 +75 +50 +25 0	Ⅲ. 地域への貢献等 +100 +75 +50 +25 0	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
5. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等 +100 +75 +50 +25 0	Ⅱ. 地域への貢献等 +100 +75 +50 +25 0	Ⅲ. 地域への貢献等 +100 +75 +50 +25 0	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等 +100 +75 +50 +25 0	Ⅱ. 地域への貢献等 +100 +75 +50 +25 0	Ⅲ. 地域への貢献等 +100 +75 +50 +25 0	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
7. 法令遵守等	※7	※8	※9	点	点	点	点	点	点	点	点	点	
8. 総合評価	技術評定 履行評定	技術評定 履行評定	技術評定 履行評定	点	点	点	点	点	点	点	点	点	
所見 ※5	監督員(1)	監督員(2)	監督員(2)	点	点	点	点	点	点	点	点	点	

※1 65点 + 1~3の評定(加減点合計) + 4~6の評定(加減点合計) = 評定点
 各評定点(①~④)は少額第1位まで記入する。
 ※2 工費特性は、当該工費特性の取組の進捗状況、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全管理等)に対して適切に評価する項目である。
 ※3 前記2次、3次、高層ビル・大規模な工事等において、当該工事の進捗状況、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全管理等)に対して適切に評価する項目である。
 ※4 所見は必ず記載する。
 ※5 各評定項目ごとの採点方法は、各項目別適用表によるものと、検査員(完成)の評定に準じ、監督員(1)、監督員(2)が行う。
 ※6 法令遵守等の評定は、監督員(2)が行う。
 ※7 評定合計は、四捨五入により整数とする。
 ※8 総合評価技術評定は、技術課長の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。
 ※9 総合評価履行評定は、技術課長の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。

別記様式第2 (第4条関係) 工事成績採点表 (完成・出来形)

年 月 日作成
課・課長(課長) 事務所

工事名 受注者名	監督員(1)		監督員(2)		工費		採点員(出来形)		最終採点金額		年 月 日 完成年月日	年 月 日 採点員(完成)	
	氏名	氏名	氏名	氏名	a	b	c	d	e	f			g
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般 +10 +05 0 -50 -10 +30 +15 0 -50 -10	Ⅱ. 配属技術者 +40 +20 0 -50 -10 +10 +20 0 -50 -10 +20 +50 +25 0 -50 -10 +30 +20 +10 0 -25 -50	Ⅲ. 安全管理 +40 +20 0 -50 -10 +10 +20 0 -25 -50	Ⅳ. 労務関係 +30 +15 0 -50 -10 +10 +20 0 -25 -50	a	b	c	d	e	a	b	c	d
2. 施工状況	Ⅰ. 施工状況 +40 +20 0 -50 -10 +10 +20 0 -25 -50	Ⅱ. 品質 +30 +15 0 -50 -10 +10 +20 0 -25 -50	Ⅲ. 出来形 +40 +20 0 -50 -10 +10 +20 0 -25 -50	Ⅳ. 出来形 +40 +20 0 -50 -10 +10 +20 0 -25 -50	a	b	c	d	e	a	b	c	d
3. 出来形及び	Ⅰ. 出来形 +40 +20 0 -50 -10 +10 +20 0 -25 -50	Ⅱ. 出来形 +40 +20 0 -50 -10 +10 +20 0 -25 -50	Ⅲ. 出来形 +40 +20 0 -50 -10 +10 +20 0 -25 -50	Ⅳ. 出来形 +40 +20 0 -50 -10 +10 +20 0 -25 -50	a	b	c	d	e	a	b	c	d
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応 ※2 +200	Ⅱ. 地域への貢献等 +100 +75 +50 +25 0	Ⅲ. 地域への貢献等 +100 +75 +50 +25 0	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
5. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等 +100 +75 +50 +25 0	Ⅱ. 地域への貢献等 +100 +75 +50 +25 0	Ⅲ. 地域への貢献等 +100 +75 +50 +25 0	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等 +100 +75 +50 +25 0	Ⅱ. 地域への貢献等 +100 +75 +50 +25 0	Ⅲ. 地域への貢献等 +100 +75 +50 +25 0	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
7. 法令遵守等	※7	※8	※9	点	点	点	点	点	点	点	点	点	
8. 総合評価	技術評定 履行評定	技術評定 履行評定	技術評定 履行評定	点	点	点	点	点	点	点	点	点	
所見 ※5	監督員(1)	監督員(2)	監督員(2)	点	点	点	点	点	点	点	点	点	

※1 65点 + 1~3の評定(加減点合計) + 4~6の評定(加減点合計) = 評定点
 各評定点(①~④)は少額第1位まで記入する。
 ※2 工費特性は、当該工費特性の取組の進捗状況、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全管理等)に対して適切に評価する項目である。
 ※3 前記2次、3次、高層ビル・大規模な工事等において、当該工事の進捗状況、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全管理等)に対して適切に評価する項目である。
 ※4 所見は必ず記載する。
 ※5 各評定項目ごとの採点方法は、各項目別適用表によるものと、検査員(完成)の評定に準じ、監督員(1)、監督員(2)が行う。
 ※6 法令遵守等の評定は、監督員(2)が行う。
 ※7 評定合計は、四捨五入により整数とする。
 ※8 総合評価技術評定は、技術課長の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。
 ※9 総合評価履行評定は、技術課長の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。

別記様式第3

年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者 氏名

殿

発注者

印

工事成績評定点通知書

貴社が受注した工事について、大分県建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内にその疑問の旨を付した書面により、当職に対して説明を求められます。

記

1. 工事名 工事
(路線河川・対象施設名、工事場所等) (発注業種： 工事)

2. 工期 自 年 月 日 至 年 月 日

3. 完成検査年月日 年 月 日

4. 評定点 点 項目別評定点は、別表1のとおり
(4. 修正評定点「評定点が修正された場合のみ」)

別記様式第3

年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者 氏名

殿

発注者

印

工事成績評定点通知書

貴社が受注した工事について、大分県建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内にその疑問の旨を付した書面により、当職に対して説明を求められます。

記

1. 工事名 工事
(路線河川・対象施設名、工事場所等) (発注業種： 工事)

2. 工期 自 年 月 日 至 年 月 日

3. 完成検査年月日 年 月 日

4. 評定点 点 項目別評定点は、別表1のとおり
(4. 修正評定点「評定点が修正された場合のみ」)

別記様式第4

年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者 氏名

殿

発注者

印

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められた評定の内容について、下記のとおり回答します。

記

1. 工事名

工事

2. 疑問に対する回答

別記様式第4

年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者 氏名

殿

発注者

印

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められた評定の内容について、下記のとおり回答します。

記

1. 工事名

工事

2. 疑問に対する回答

第6号様式（第10条関係）

大分県建設工事成績評定評価委員会審議依頼書

工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	受 注 者	
完 成 年 月 日	年 月 日		
検 査 年 月 日	年 月 日	監督員職氏名	(主)
検 査 員 職 氏 名			(副)
評 定 点	点		
添 付 資 料	工事成績評定表（別記様式第1）の写し 工事成績評定表（別記様式第2）の写し 工事成績評定点通知書（別記様式第3）及び項目別工事成績評定点（別表1）の写し 受注者から提出された説明請求に関する書面の写し		
上記工事の検査結果、下記事項について大分県建設工事成績評定評価委員会の意見を求めた いので、大分県建設工事成績評定要領第10条の規定に基づき依頼します。			
付 議 事 項			

年 月 日
大分県建設工事成績評定評価委員会 会長 殿

発注者

第6号様式（第10条関係）

大分県建設工事成績評定評価委員会審議依頼書

工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	受 注 者	
完 成 年 月 日	年 月 日		
検 査 年 月 日	年 月 日	監督員職氏名	(主)
検 査 員 職 氏 名			(副)
評 定 点	点		
添 付 資 料	工事成績評定表（別記様式第1）の写し 工事成績評定表（別記様式第2）の写し 工事成績評定点通知書（別記様式第3）及び項目別工事成績評定点（別表1）の写し 受注者から提出された説明請求に関する書面の写し		
上記工事の検査結果、下記事項について大分県建設工事成績評定評価委員会の意見を求めた いので、大分県建設工事成績評定要領第10条の規定に基づき依頼します。			
付 議 事 項			

年 月 日
大分県建設工事成績評定評価委員会 会長 殿

発注者

第7号様式（第10条関係）

大分県建設工事成績評定評価委員会審議結果通知書

工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	受 注 者	
完 成 年 月 日	年 月 日		
検 査 年 月 日	年 月 日	監 督 員 職 氏 名	(主)
検 査 員 職 氏 名			(副)
付 議 事 項			
年 月 日に依頼されたことに対し、大分県建設工事成績評定評価委員会の審議結果を 下記のとおり通知します。			
審 議 結 果			

年 月 日
発注者 殿

大分県建設工事成績評定評価委員会
会長

第7号様式（第10条関係）

大分県建設工事成績評定評価委員会審議結果通知書

工 事 名			
工 事 場 所			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	受 注 者	
完 成 年 月 日	年 月 日		
検 査 年 月 日	年 月 日	監 督 員 職 氏 名	(主)
検 査 員 職 氏 名			(副)
付 議 事 項			
年 月 日に依頼されたことに対し、大分県建設工事成績評定評価委員会の審議結果を 下記のとおり通知します。			
審 議 結 果			

年 月 日
発注者 殿

大分県建設工事成績評定評価委員会
会長

別表1（第7条関係）

項目別工事成績評定点

工 事 名	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
完成検査年月日	年 月 日
商号又は名称	
代表者 氏名	
T E L	
F A X	

評 価 項 目		細 別		評定点 / 満 点
1	1. 施工体制	1	I. 施工体制一般	/ 3.3
		2	II. 配置技術者	/ 4.1
2	2. 施工状況	1	I. 施工管理	/ 13.0
		2	II. 工程管理	/ 8.1
		3	III. 安全対策	/ 8.8
		4	IV. 対外関係	/ 3.7
3	3. 出来形及び出来ばえ	1	I. 出来形	/ 14.9
		2	II. 品質	/ 17.4
		3	III. 出来ばえ	/ 8.5
4	4. 工事特性	1	I. 施工条件等への対応	/ 7.3
5	5. 創意工夫	1	I. 創意工夫	/ 5.7
6	6. 社会性等	1	I. 地域への貢献等	/ 5.2
7	7. 法令遵守等			/
				/
				/
				/
				/
				/
				/
評定点合計				/ 100

別表1（第7条関係）

項目別工事成績評定点

工 事 名	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
完成検査年月日	年 月 日
商号又は名称	
代表者 氏名	
T E L	
F A X	

評 価 項 目		細 別		評定点 / 満 点
1	1. 施工体制	1	I. 施工体制一般	/ 3.3
		2	II. 配置技術者	/ 4.1
2	2. 施工状況	1	I. 施工管理	/ 13.0
		2	II. 工程管理	/ 8.1
		3	III. 安全対策	/ 8.8
		4	IV. 対外関係	/ 3.7
3	3. 出来形及び出来ばえ	1	I. 出来形	/ 14.9
		2	II. 品質	/ 17.4
		3	III. 出来ばえ	/ 8.5
4	4. 工事特性	1	I. 施工条件等への対応	/ 7.3
5	5. 創意工夫	1	I. 創意工夫	/ 5.7
6	6. 社会性等	1	I. 地域への貢献等	/ 5.2
7	7. 法令遵守等			/
				/
				/
				/
				/
				/
				/
評定点合計				/ 100